

平成 29 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 9月定例会付託案件 …………… 1
- 1. 所管事務調査 …………… 2 3

平成 29 年 10 月 12 日 (木曜日)

建設環境委員会会議録

平成29年10月12日 木曜日

午前10時00分開議

午後 0時20分開議（実時間133分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第75号・裁判上の和解について
1. 議案第79号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について
1. 議案第80号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について
1. 議案第81号・八代市都市公園条例の一部改正について
1. 議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
1. 陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去について
1. 所管事務調査
 - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査（中央ポンプ場改築工事の進捗状況について）
 - ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長 中村和美君
副委員長 百田隆君
委員 太田広則君
委員 田方芳信君
委員 谷川登君
委員 堀徹男君

委員 山本幸廣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

建設部長	湯野孝君
建設部総括審議員兼次長	倉光宏一君
建築指導課長	宮端晋也君
建設政策課長	涌田直美君
首席審議員兼建設住宅課長	小橋孝男君
都市整備課長	一美晋策君
下水道総務課長	西田修一君
下水道総務課副主幹兼経営係長	松下健二君
土木課長	西竜一君
下水道建設課長	福田新士君
市民環境部長	國岡雄幸君
市民環境部次長	潮崎勝君
廃棄物対策課長	山口修君
環境センター建設課長	山口敏朗君

○記録担当書記

鶴田直美君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） それでは、皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

○議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（中村和美君） それでは最初に、予

算議案の審査に入ります。

議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（湯野 孝君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部長の湯野でございます。

本委員会に付託されました議案のうち、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算の建設部所管分について、倉光総括審議員兼次長並びに関係課長より説明させますので、よろしく願います。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の倉光でございます。よろしく願います。

議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算のうち建設部所管分について説明させていただきます。

失礼ながら、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） ありがとうございます。

それでは、御手元の議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算書・第4号をお願いいたします。ございますでしょうか。3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出補正予算のうち歳出について説明をいたします。

款7・土木費を8092万円増額補正し、補正後の額は60億7978万2000円としております。その内訳は、項1・土木管理費を3092万円増額、また、項5・都市計画費を5000万円増額するものでございます。

それから、一番下の欄でございますが、款10・災害復旧費を7000万1000円増額補正し、補正後の額は1億8857万3000円

としております。このうち建設部所管としまして、項の2・公共土木施設災害復旧費を1160万円増額するものでございます。

次に、詳細を御説明いたします。御手元の補正予算書16ページをお開きください。16ページの上の段の表をごらんください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目2・建築総務費に補正額3092万円を加えまして2億3521万4000円としております。補正額の内訳は、節13・委託料の1772万円と、節19・負担金補助及び交付金1320万円でございます。

まず、節13・委託料1772万円の内容につきまして説明をいたします。表の右、説明欄に記載しておりますとおり、アスベスト対策に係る建築物実態調査事業でございます。民間建築物に対するアスベスト対策につきましては、これまで国からおおむね1000平方メートル以上の建築物を対象に実態の把握と台帳整備が求められてきたところでございます。これにつきまして、本市では平成17年度から実態把握や除却などの指導に取り組み、現在、吹きつけアスベストが含まれているおそれのある民間建築物は対策が完了しているところでございます。

そのような中、去る6月22日に、国から小規模な民間建築物についても対策が必要であるとの通達があったところでございます。加えて、実態把握調査を進めるに当たっては、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用することにより、全額国費による調査が可能であるとのことから、今回、面積1000平方メートル未満の約1200件程度の小規模な民間建築物について、アスベスト対策に係る建築物実態把握のための業務委託料として1772万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、先ほど述べましたとおり全て国庫支出金としております。

次に、節19・負担金補助及び交付金の1320万円の内容につきまして説明いたします。表の右、説明欄に記載しておりますとおり、老朽基金空き家等除却促進事業でございます。この事業は、老朽化し、危険な状態で放置された空き家に対し、防災、防犯上の不安などから苦情や相談が多く寄せられている状況を踏まえ、除却改善を促進していくため、解体工事費用に対して国の社会資本整備総合交付金事業を活用して補助するものでございます。

この事業につきましては、当初予算段階において40件分を見込んで予算化しておりましたが、見込み件数を上回る多くの解体申し込みがあつて状況にあり、老朽危険空き家等の除却改善を加速していくため、約22件相当分1320万円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、2分の1に当たる660万円を国庫支出金、残る660万円を一般財源としております。

概要につきまして、別冊の建設環境委員会資料で補足説明をいたします。

A4縦長の……。

○建設部長（湯野 孝君） これです。この分。お配りしてあると願います。

○委員長（中村和美君） いいですか。どうぞ。

○建設部総括審議員兼次長（倉光宏一君） 別冊の資料で補足説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、1ページに老朽空き家等除却促進事業に係る市民の皆様向けのチラシを添付しているところでございます。中ほどに書いております補助金の額としまして、補助対象経費の3分の2の金額で上限は60万円としております。

次に、補正予算書の16ページに戻っていただき、中段の表をごらんください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都

市計画総務費に補正額5000万円を加えて18億2037万1000円としております。その内訳につきましては、節19・負担金補助及び交付金5000万円でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しておりますとおり、被災宅地復旧支援事業（地震災害関連）でございます。

この事業は、熊本地震で被災した、原則として地域防災がけ崩れ対策事業などの公共事業の対象にならない宅地につきまして、被災者の負担軽減を図り、生活再建を支援するためのものでございまして、被災者が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を補助するものでございます。

この事業につきましては、6月補正においても6件分の3000万円を補正したところでございますが、相談案件が増加している状況から、さらに15件分、5000万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全て県の平成28年熊本地震復興基金交付金としております。

ここで、再度、別冊の委員会資料で補足説明をいたします。2ページをお開きください。被災宅地復旧支援事業に係る市民の皆様向けのチラシを添付しているところでございます。

対象者は、八代市内にある被災した住宅の所有者、管理者または占有者としております。対象事業は、のり面、擁壁、地盤の復旧工事、液化化再度災害防止のための住宅家屋下の地盤改良工事、住宅基礎の傾斜修復工事でございます。

なお、交付基準を設けておりまして、対象工事実額の上限は1000万円としております。対象工事の実額から50万円を控除した額に3分の2を乗じた額を補助することとしております。

3ページをお開きください。3ページに位置図を添付しております。

増額補正をお願いしている5000万円分は、赤文字で記載の15件分でございます。青文字は6月補正分の6件でございます。

最後に、補正予算書の18ページをお開きください。18ページです。下の段の表をごらんください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費に補正額1160万円を加えて3115万1000円としております。その内訳につきましては、節15・工事請負費1160万円でございます。内容は、表の右、説明欄に記載しておりますとおり、梅雨前線豪雨災害普及事業でございます。

去る6月24日から6月25日の梅雨前線豪雨により、坂本町内の市道今泉・袈裟導線ほか2路線が被災したため、国の公共土木施設災害復旧事業を活用し、復旧工事を行うものでございます。

財源につきましては、66.7%に当たる773万7000円を国庫支出金、残りを地方債360万円、一般財源26万3000円としております。

ここで、別冊の委員会資料で説明を行います。4ページをお開きください。4ページに災害復旧工事箇所地図を添付しております。

3カ所とも道路の路肩が被災したものであり、市民の皆様のご生活に支障が生じないよう速やかに復旧工事に着手してまいりたいと考えております。

以上、議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算のうち、本委員会に付託されました建設部所管分について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） アスベスト対策にかか

わる件についてお尋ねをします。

概要版の数字によると、調査対象件数が1200件程度っていうふうになってますけれども、どんな、これからスケジュールで行われて、業者さんあたりに見積りとかされると思うんですけど、1200件っていう数をこれから年度内で完了できる予定なんですか。

○建築指導課長（宮端晋也君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建築指導課、宮端でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1200件の想定をしている件数ですけども、今現在、昭和46年以降の建築確認の記録で4万8000件程度ございます。そのうちの2%から3%程度が今回の対象になる300平米以上で1000平米未満の建物の規模の割合であるという想定をしております、その割合を掛けますと1200件程度あるというところで想定しております。

おそらく、この1200件を過去の4万8000件の記録から抽出をする作業、それをリスト化するっていうのが一番の大きな業務の内容なんですけど、それを抽出した後に、今度はその所有者様等に対しまして、こういう吹きつけ材があるかどうかというところのアンケートを行うというところで、そこまでの内容で年度内に完了したいと考えているところです。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） わかりました。勘違いしてました。年度内に現場を見て実際調査することじゃなくて、抽出作業をするということですね。はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようであれば、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第72号・平成29年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時19分 小会）

（午前10時20分 本会）

◎議案第75号・裁判上の和解について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、事案の審査に入ります。

議案第75号・裁判上の和解についてを議題とし、説明を求めます。

○市民環境部長（國岡雄幸君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部長の國岡でございます。

今回、市民環境部といたしまして、事件案件ということで、議案第75号・裁判上の和解についてということをお提案をさせていただいております。

この件につきましては、二見に最終処分場がございまして、それをクリーンアメニティという会社が運営をしておりました。平成27年に倒産しました関係上、その基金の積立金というのが7200万ほど残っております、それを八代市が現在一時的に保管している状況でございます。その後、クリーンアメニティの破産管財人との7200万の取り扱いにつきまして和解が成立いたしましたものですから、今回、提案するものでございます。

詳細につきましては、廃棄物対策課長、山口課長のほうに説明いたさせますので、よろしくお願いたします。

○廃棄物対策課長（山口 修君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）廃棄物対策課の山口でございます。

着座にて御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、まず委員会資料のほうの確認でございますが、御手元に配付かと思っておりますが、皆さんおそろいでしょうか。

それでは、まず資料の御説明からいたしたいと思っております。

2ページ目から5ページまでが説明資料でございます。それから、6ページに位置図のほうを添付してございます。7ページ以降につきましては、関連する資料を添付しているところでございます。

それでは、当委員会に付託されました議案第75号・裁判上の和解について御説明申し上げます。

本議案は、株式会社クリーンアメニティ二見廃棄物埋立処分場に係る維持管理基金について、裁判上の和解を行うものでございます。

まず、経緯から御説明申し上げます。資料の2ページをお願いいたします。以降、資料に沿って御説明いたしたいと思っております。

当該処分場は、平成3年に九州環境開発株式会社が県に設置許可を申請しましたが、平成4年10月に九州環境開発株式会社が事実上倒産したため、平成5年に株式会社クリーンアメニティが事業を継承いたしました。

平成6年7月に株式会社クリーンアメニティに対し操業許可が出されております。

同平成6年に二見校区生活環境保全対策協議会と八代市、それと株式会社クリーンアメニティの三者にて公害防止協定を締結いたしました。

平成13年に株式会社クリーンアメニティが創業の延長を計画したことを受けまして、公害防止協定の改定を行っております。

平成17年10月に、当該施設への廃棄物の受け入れを終了し、以降は、施設の管理業務のみが行われておりました。

平成27年7月に株式会社クリーンアメニティが倒産し、破産手続が開始され、現在まで破産管財人により維持管理が行われているところでございます。

次に、維持管理基金について御説明いたします。

この維持管理基金を積み立てるに至った経緯でございますが、さきに述べました平成13年10月の操業期限の延長を受け、二見校区住民、八代市及びクリーンアメニティにおいて結んでおりました公害防止協定の一部を改定したものでございます。この際に、維持管理基金を設けることとなりました。この協定において、処分場の維持管理を適正に行うために、水処理施設等維持管理基金及び覆土・緑化準備金から成る維持管理基金を株式会社クリーンアメニティが積み立てることとなりました。

この基金でございますが、平成17年までに株式会社クリーンアメニティが水処理施設等維持管理基金1億8000万円、覆土・緑化準備金5000万円、総額2億3000万円を積み立てたものでございます。

水処理施設等維持管理基金につきましては、平成18年から10年間、適正管理を実施すれば毎年1200万返金すること。また、県により施設の安全が確認された時点で残額全てを返還する。覆土・緑化基金については、埋立終了後、覆土・緑化工事が終わった時点で5000万円全額を返還することになっておりました。

基金の管理につきましては、株式会社クリーンアメニティの預金証書を市が管理する形態でございました。

株式会社クリーンアメニティが破産した時点でのこの基金の返還実績は、水処理施設等維持管理基金が1200万円を9年間、総額1億8

00万円を返還済みでございます。覆土・緑化準備金につきましては、平成18年8月に業務が完了しておりますので、5000万円全額を返還しております。したがって、返還総額は1億5800万円でございます。ついては、積立金総額2億3000万円から返還しました1億5000万円を差し引きまして、残金は7200万円となっているところでございます。

次に、今回の否認の請求が行われるに至りました経緯について御説明いたします。

平成27年4月に株式会社クリーンアメニティより、事業を清算する旨の告知が市にございました。これを受け、本市は株式会社クリーンアメニティに対し、協定に基づき維持管理の基金7200万円、これは残額分でございますが、この移転手続を直ちに履行するように通知したところでございます。

平成27年5月に、株式会社クリーンアメニティは維持管理基金7200万円を現金化いたしまして市に送金をいたしました。本市は、送金されましたこの現金を歳計外現金として預かることとしたところでございます。

平成27年7月、株式会社クリーンアメニティは、熊本地方裁判所に破産手続開始の申し立てを行いました。破産手続の開始決定は13日で行いました。

平成28年、破産管財人から本市に対しまして、この7200万円の返金についての申し入れがっております。

これ以降、本市担当課と破産管財人との間で話し合いを行ってまいりました。本市としましては、返金する際に何の条件も付さないままこの現金を返金した場合、一般債権として処理され債権者に分配される可能性が高く、基金の目的である当該施設の維持管理費用への使用が確認できないという点、また、当該施設の今後の維持管理手法なども不明であったため、返金を行わず、破産管財人との協議を継続してまいり

ました。

平成29年6月、破産管財人が裁判所に本市に対する否認請求の申し立てをされました。

済みません、ここで資料の訂正をお願いいたします。資料3ページの下から3行目及び2行目の所有という文字がございますけど、これを保管のほうに訂正をお願いいたします。所有を保管に訂正をよろしくをお願いいたします。

続いて、説明申し上げます。

申し立ての内容は、大きく3点でございます。1点目、市が保管している維持管理基金の残金7200万円の返金、2点目、市が保管して以降の期間について年5%の利息の支払い、3点目、今回の訴訟費用の負担を求めているというものでございました。

次に、本市が和解を行う理由について御説明いたします。

本市代理人の弁護士の見解では、本市が保管している基金の残金は、破産法上、破産会社の資産としてみなされ、裁判所から破産管財人の要求する条件での返金という決定が出る可能性が高いものであるとの見解がございました。本市としましては、この現金は一般債権として債権者に分配されるべきものではなく、基金の設立目的である二見最終処分場施設の維持管理に出資をすべきものであるとの考えから、現在まで保管していたものでございます。

破産当初より破産管財人との協議を行ってまいりましたが、本市の主張及び状況を御理解いただき、返金する金額の用途など一定の条件を付した和解案を作成するに至りました。

次に、和解案について御説明いたします。

資料の5ページのほうでございます。

第1項目につきましては、7200万円を現在、市が保管していることを確認するという部分でございます。

第2項目めにつきましては、返還期限を11月末に返還する旨を記載したものでございま

す。

第3項目めにつきましては、返還した7200万円は、当該施設の維持管理に限りて使用する旨を記載したものでございます。

第4項目めにつきましては、当該施設の維持管理を継承するためであれば、和解内容と同様の用途を定めた上で、この金額を第三者に譲渡できることを記載したものでございます。

第5項目めにつきましては、当該施設の水質が見込みよりも早期に改善し、その時点で返還金に残金があった場合には、他の用途に使用しても構わないということを記載したものでございます。

最後に、第6項目めにつきましては、5%の損害遅延金と申し立て費用については請求しないということを記載したものでございます。

ただいま御説明いたしましたように、本市としては返還金の使用目的を限定することができ、損害遅延金の支払い及び訴訟費用の負担を回避できることなどの理由により、本和解案による和解を行いたいと考えておりますことから、地方自治法96条第1項第12号の規定によりまして、本議案を提出するものでございます。

なお、本市としましては、今後も当該施設は存続しますことから、今回の返金処理が終了した後も、地元住民の不安を取り除くために県と協力して対応してまいりたいと考えております。

以上で、議案第75号・裁判上の和解についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、説明があったんですが、まずは一番最初、和解の件については了承したいと思うんですけども、その後なんです

よ、今、最後に言われた言葉。県とですね、協力しながら地元の不安を払拭していかなきゃいけないって。これは一番大事な言葉なんですよ。ここらあたりを地元の方々じゃなく、地元の方々も、そういう不安に侵されとるといのは今後ずっとと言われると思うんですよ。その中で、やはり基金の目的であった、——当時を考えれば、やっぱ、そのような不安があったから基金を積み立てて、そしてその改善策を求めようということだったと思うんですよ。

三者の中でこの和解をされた中でですね、一番問題なのは、10年間という1つの中で、会社の経営上も含めてですよ。私はこの基金についてはですね、まずは、今後、不安がないようにするためには、行政として、八代市としてどのような、今後、現地調査をしながら、私は進めていただきたいと思うんですけども。

和解金の7200万円って残金ですが、もともとそういう1つのやっぱ手続をとっとるわけですから、これはしようがないと思うんですけども、やっぱ市として、その地域、——で、市も、やはり財産地区の中でその施設をつくったわけですから、それについてはやはり、例えばですよ、水がきれいになったからもうそれでいいんじゃないですかということじゃなくしてから、それがどのようなやっぱ環境対策の中でですね、今後、あらゆる調査が必要じゃないかと。そのためにも、やっぱり県と一緒に二見地域の住民、市民の方々が不安のないようにですね、どう八代市が対処するかと。

和解は和解で私は認めますけども、和解後の問題というのもですね、しっかり私は市として取り組んでいただきたいと、そのように思います。

これは要望ですからね。まあ意見は、——意見はないですけども、どうですか、そのあたり執行部の考えとしては、今の考えについて。

○廃棄物対策課長（山口 修君） この施設に

つきましては、産業廃棄物が主な内容物ということで、産廃関連施設ということでもございまして、行政上は県の主管になるというふうに考えております。現在までも、今、県を中心として今後の維持管理の方法等を検討を進めているところでございます。この検討につきましては、本市ももちろん常に参加しておりますし、その中には管財人も含めたところで今後の方向についての検討もしているというところでございます。

また、この7200万が管財人に返還された後でございますけれども、県の担当課によりますと、破産したクリーンアメニティの関係者などと今回の金額等を原資にしまして維持管理を行う体制づくりの交渉を行っているということで、後の管理に向けての検討を進めているというような情報が入っておりますので、これにつきまして県と協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員（山本幸廣君） 今、言われたのはですね、本当大事に、市としてのですね、県とのやはり連携というのはしっかり。まずは現場を、県は特に現場をしっかりと見詰めながらですね、市の担当部もしっかり見詰めながら、やっぱしこの水処理というのは、——永遠にきれいかということはないわけですからですね、改善したってということじゃないわけですから、そのあたりについては、強く地元の、行政として、県に対してですね、しっかり物申しさせていただくようお願いをしておきます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 市が保管していたってことをおっしゃたんですけど、基金の目的だったのが、返さなかった、返さなかったっていか保管してたっていう理由が、施設の維持管理手法っていうのがですね、どうやってやるのかというのが不明だったというのが一番だったと思うんですよ。保管というのが、担保にと

ってたというような捉え方をしているのかっていう、それが確立されるまで。今の話だと、7200万を返したことによって、そういった維持管理の会社を設立されていくってことなんでしょうけど、それが確約ができてくるのかなってというのがまず1点。

それから、供託金というような形ですね、歳計外現金として預かるっていうのは、どんな形でされてたのかなっていうことを。

その2点、ちょっとお尋ねしたいんですけどね。供託金という、まず考え方はなかったのかなっていう。

○廃棄物対策課長（山口 修君） この基金につきましては、公正証書まで作りまして規定をしているところでございまして、今、おっしゃったことで、7200万についてはこの施設を維持管理する上で、会社側としての責任をある意味、示す意味でも、積み立ててもらったというものでございます。

それから、これは歳計外で預かっていたというのが、形態でございまして、一般財源に繰り入れた場合はそれ自体が一般会計の支出として消えてしまうというようなこともございまして、これについては、特別な金額のものであるということで、歳計外で預かっていたところでございます。

あとの施設の管理運営につきましては、先ほど申しましたように、県のほうが主体となっていていろんな調整をされておりますので、それを見守りながらまた協力していきたいというふうに考えております。

○委員長（中村和美君） いいですか、堀委員。

○委員（堀 徹男君） いや、歳計外現金で預かるっていうことが悪いと言ってるんじゃないかと、そのお金をですね、供託金という形で預けておくことはできなかったのかなと。

○廃棄物対策課長（山口 修君） それについ

ては、供託金ということでの検討はしておりませんでした。

○委員（堀 徹男君） 要するに、維持管理が適切にできる手法が見つかるまでの担保っていう考え方じゃなかったのかなと思うんですけど、市としては、今回、それを返金するということは、一番大事だったその当初の目的が達成される見込みがあるということが確約できたっていうことなんですかね。

○廃棄物対策課長（山口 修君） これの返還につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、管財人のほうから否認の請求ということで、破産法に基づく法的な請求があったということでございます。そういうことでございますので、これについては、市の弁護士のほうとも相談しましたところ、先ほど申しましたように、破産法上は、これらについては管財人に移管される可能性が極めて高いということでございましたので、このまま和解をせずに、否認の請求での裁判上と言いますか、やった場合には、先ほど申しました5%の遅延金でございます。これはもともと7200万ということでございますので、単年度当たり360万と。その2年分、プラス複利ということでございます。相手方が要した裁判費用についてもこちらが負担しなさいというようなことでもございますので、それを考えると、相当、和解しないでそのまま突っ走った場合は、そこあたりも、経済的な損失も含めましてですね、相当大きな代償を支払うことになるということもございましたことから、これについては和解するほうがいいだろうというふうな判断に至ったところでございます。

ですから、これを返さないということは法律上、戦っていてもこれはなかなか難しかったというふうなところでございます。

○委員（堀 徹男君） だから、返さないということじゃなくて、供託金という形はそういう

考え方じゃないでしょう、返さないって。決着がつくまでは預かってられるっていうことだったんじゃないですか。確約はとれたわけですか、その維持管理が適切にできると。

○委員長（中村和美君） 課長、供託金でいいのか悪いのかをはっきり言わないと、同じ問題だから。

○廃棄物対策課長（山口 修君） 供託金というのは、先ほど申しましたように考えてなかったということでございます。

○委員長（中村和美君） 堀委員、いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいです。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今の問題も含めてなんですけども、はっきり言って、これだけの3項目をです、今、言われたように。3ページの一番下の平成29年6月。もうはっきり言って、これで負けていうような状況だもんな、私から言わせれば。素人の、二十数年も八代市の議会人として行政を見詰めてきたんですけども、この和解については、もう完全に負けたという状況なんですよ。だから、和解をしたという状況になっておるといっただけはですね、しっかりと首長も含めて、捉えて、その中で、こういうことのないようにですね、私は今後していきたい。

どうですか、そこらあたりは。5%の問題も含めて。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 大変御心配をかけている事案だなということで、今、痛感をしております。

ただ、先ほど課長のほうから説明がありましたように、破産管財人の言い分としてはですね、この3項目ということで、市が現在、保管している基金の残金7200万を返さないということと、今まで保管している期間に応じて

5%の利息を払いなさいと。それと、破産管財人がですね、否認の申し立てを裁判所にされましたもんですから、それに関する費用も市のほうで払いなさいというのが向こうの言い分でございます。

そこで、協議をした中で7200万の使い道はあくまでも二見の最終処分場の維持管理に使いますよと。それと、年5%の利息は払わんでいいですよと。それと、破産管財人が否認の請求をした裁判所関係の費用も市は払わんでいいですよということの内容で意見が一致しましたもんですから、今回、和解に至ったという件でございます。

要は、中身につきましてはですね、私たちが意図しております7200万の使い道は二見の最終処分場の維持管理のみに使うという主張が認められたということで和解をしたという経緯でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員（山本幸廣君） それは、部長、しっかり文章を読めばわかるんですよ。だから、このような和解の案でいいのかということも、市民の一人として、議会人としてですね、聞きたいというのがですね、言葉が出るわけですが、もう今のところですね、このような状況で、和解案の理由についてもある程度理解をせないかと。執行部の方々、当時、はっきり言ってから、上村幸寛が担当課長だったでしょう。それは当時からずっとする中でですよ、やっぱり、その都度、その都度、やっぱ議会にも報告してたと思うんですよ。で、最終的には、この和解案というのがですね、返還するのが最も適当であるというふうに進む和解案の理由というのを付記をしておるわけですから。

そのかわり、私たちの市民の立場、議会からの立場としては、議員の立場からとしては、先ほど言ったように、県に対してやはり二見地域

なり、八代市民の方々、その地域の方々には不安を与えないようですね、維持管理の、継続心というのをやっぱり持ってもらうかなければですね、これはいけないと思うんですよね。いかがですか。

○市民環境部長（國岡雄幸君） 先ほど課長のほうが申しましたように、産業廃棄物の埋立処分場ということで、許認可権は、県が許可したという経緯がございます。ただし、八代市は地元の自治体ということで、応分の責任もあるということですね、今後、和解はいたしましたけれども、確実に二見の最終処分場が適正に維持管理をされて、水質基準を満たすのかどうかというのはですね、県も市も応分の責任がございますもんですから、そこは連携してですね、地元の二見の方々に不安を与えないような体制を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第75号・裁判上の和解については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

小会します。

（午前10時45分 小会）

（午前10時46分 本会）

◎議案第79号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

次に、議案第79号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について、説明を求めます。

○建設政策課長（涌田直美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設政策課、涌田です。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○建設政策課長（涌田直美君） 議案第79号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は15ページから16ページまでとなっております。

今回の改正につきましては、独立行政法人水資源機構法の一部改正に伴い、条例の改正が必要となったものでございます。

改正につきましては、同条例第5条第5号中の同項第4号を同項第5号に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、同条例には問題はありません。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより

採決いたします。

議案第79号・八代市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第80号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正について、説明を求めます。

○建築住宅課長(小橋孝男君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第80号について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○建築住宅課長(小橋孝男君) 議案第80号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正についてでございますが、議案書17ページをお開きください。

17ページの下段に記載してあります提案理由でございますが、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の改正に伴い、条例の改正が必要であるためでございます。

八代市営住宅設置管理条例、平成17年八代市条例第222号の一部を改正する条例でございます。

今回の改正理由は、単純な条項ずれの解消を目的としたものでございまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、平成29年法律第25号の一部施行に伴う公営住宅法・政省令の一部改正に伴い、省令の規定を引用している条項のずれを解消するために改正するものでございます。

改正します条項は、議案18ページをお開きください。第26条第2項中、第10条第1項各号を第11条第1項各号に変更します。第27条第2項中、第11条第1項各号を第12条第1項各号に、第37条及び第38条中、第11条を第12条に改めるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○委員長(中村和美君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員(山本幸廣君) 公布はいつからすつと、条例。いつから。

○建築住宅課長(小橋孝男君) 公布日からになります。

○委員長(中村和美君) いいですか。山本委員、いいですか。

○委員(山本幸廣君) 結構です。

○委員長(中村和美君) ほかありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、これより採決いたします。

議案第80号・八代市営住宅設置管理条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号・八代市都市公園条例の一部改正について

○委員長(中村和美君) 次に、議案第81号・八代市都市公園条例の一部改正について、説明を求めます。

○都市整備課長（一美晋策君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）都市整備課、一美でございます。よろしくお願ひいたします。

着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○都市整備課長（一美晋策君） 議案第81号・八代市都市公園条例の一部改正について御説明をいたします。

議案書は19ページから20ページまでとなっております。

今回、国の都市緑地法の一部改正が行われ、引用法令条項に移動がありましたことから、本市の都市公園条例の改正が必要となったものでございます。

改正につきましては、同条例第19条中、第5条の3を第5条の11に改めるものでございます。

今回の改正に伴いまして、同条例には支障はございません。

以上、簡単ではございますが、八代市都市公園条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願ひします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。

なければ、これより採決いたします。

議案81号・八代市都市公園条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時53分 小会）

（午前10時54分 本会）

◎議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

それでは次に、決算議案の審査に入ります。

議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部長（湯野 孝君） 建設部の湯野でございます。

これから御審議いただきますものは、議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてでございます。

平成28年度下水道事業決算の概要は、本会議初日の提案理由説明におきまして申し上げましたとおりでございますが、平成28年度に発生した純利益に係る地方公営企業法に基づく処分の議決及び地方自治法に基づく決算の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、下水道総務課の西田課長より説明いたさせますので、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○下水道総務課長（西田修一君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）下水道総務課の西田でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明をいたします。

別冊の平成28年度八代市下水道事業会計決算書をお願いいたします。

表紙を1枚おめくりいただきまして、目次でございませぬ。

当該決算書は、大きく、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書の4つの項目で構成されていますが、初めに事業報告書の概況から御説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

まず、総括的事項でございますが、本市の下水道事業は、昭和56年度の供用開始以来、今日まで、公共用水域の水質保全、浸水被害の防止など、快適で安全な生活環境の向上に寄与しているところでございませぬ。

平成28年度末の排水人口は6万1439人、排水面積は1677ヘクタール、年間の総処理水量は670万5256立方メートル、有収水量は550万9883立方メートルでございますので、有収率は82.17%でございます。

平成29年3月には、下水道事業における状況の変化を踏まえ、今後、予想される厳しい経営環境に適切に対応し、下水道事業の提供を将来にわたり安定的に持続可能とするための指針としまして、八代市下水道事業経営戦略を策定いたしております。今後は、この経営戦略に基づきまして、より一層の経営健全化に向けた効率的な運営に努めてまいります。

次に、管渠施設整備事業としましては、八代処理区では古閑地区、松高地区及び宮地地区など、八代東部処理区では太田郷地区、千丁処理区では西牟田地区及び新牟田地区など、鏡処理区では下村地区及び野崎地区などにおきまして、それぞれ管渠布設工事を施工し、合わせまして5.29キロメートルの整備を行っております。

また、ポンプ場施設整備事業としましては、新開町にあります中央ポンプ場の改築に伴う実

施設業務委託を行っております。

なお、管渠施設整備事業のうち6億3038万1100円と記載しておりますが、正しくは6億3038万1200円でございます。まことに申しわけございませぬ。訂正のほうをさせていただきます。申しわけございませぬ。

また、ポンプ場施設整備事業のうち4200万円がそれぞれ年度内に完了できず、29年度に繰り越しております。これは、主に関係機関などとの協議等に不測の日数を要したことなどによるものでございませぬ。

平成28年9月には、下水道を含む汚水処理施設整備を今後20年間でほぼ完了させるための八代市汚水適正処理構想を策定いたしております。今後は、この構想に基づきまして下水道の整備を進め、普及率の向上を図ってまいります。

次に、経営状況についてでございますが、これは後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

おめくりをいただきまして、20ページは、議会議決事項及び職員に関する事項、次の21ページから25ページまでは、工事関係で税込200万円以上の建設改良工事の概況及び税込み100万円以上の維持工事の概況などについて、それぞれ記載いたしておりますけれども、個別の説明は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、26ページをお願いいたします。業務量でございます。表の中ほどの行政区域内人口12万9358人に対して、処理区域内人口は5万9926人でございますので、普及率は46.3%、また、水洗化人口は4万7222人でございますので、水洗化率は78.8%でございます。また、事業認可区域面積2028.1ヘクタールに対して、整備面積は22.1ヘクタール増加し、1644.5ヘクタールでございますので、整備率は81.1%でございます。

次のページの事業収入に関する事項につきましては、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

27ページ下段の現年分下水道使用料に係る調定及び収入でございますが、税込みで調定額は10億5148万1550円、収入済額は9億3839万3050円、未収額は1億1308万8500円、徴収率は89.24%でございます。

これらはいずれも、決算時点であります3月31日現在の数値でございますので、3月分の下水道使用料の口座振りかえ分や自主納付分がほとんど反映されていないところでの数値でございます。

なお、御参考までに申し上げますと、5月末現在の未収額は3109万3610円、徴収率は97.04%でございます。

おめくりいただきまして、次のページの事業費に関する事項につきましても、後ほど決算報告書のところで御説明いたします。

次の29ページから32ページは会計でございます。税込み1000万円以上の工事請負契約及び500万円以上の委託契約につきましては記載のとおりでございます。説明は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、32ページをお願いいたします。

企業債及び一時借入金の概況でございます。

前年度末の企業債の残高は、245億8964万7846円でございます。平成28年度は、地方公共団体金融機構から6億550万円、八代地域農業協同組合から1億1600万円、長崎銀行から3億8900万円、合わせて11億1050万円を借り入れる一方、地方公共団体金融機構、財務省、かんぽ生命保険、肥後銀行及び八代地域農業協同組合へ合わせて18億5596万922円を償還しておりますので、28年度末の企業債の残高

は、前年度末より7億4546万922円減少し、238億4418万6924円でございます。

次のページのその他には一般会計繰入金などの使途、充当先を記載しており、消費税申告の際に必要なものでございますが、個別の説明は割愛させていただきます。

まことに申しわけございませんが、お戻りいただきまして、2ページをお願いいたします。平成28年度八代市下水道事業決算報告書でございます。

企業会計では、当該年度の損益取引に係る収入、支出である収益的収支と、資産、負債及び資本の増減に関する取引に伴う収入、支出である資本的収支の2本立ての予算、決算となっております。

なお、決算の内容につきましては、お手元に配付をさせていただいておりますA3の1枚物の資料、こちらの資料で説明をさせていただきます。A3の資料、お手元でございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

収益的収支につきましては、経営成績をあらわします損益計算書にあわせまして、消費税抜きの数値で作成いたしております。

まず、左側の表の収益的収支の収入でございますが、項1・営業収益は12億5122万4048円でございます。

内訳は、目1・下水道使用料9億7482万2548円、目2・雨水処理負担金2億7521万3000円、目3・その他の営業収益118万8500円は、督促手数料107万2500円及び排水設備指定工事店証交付手数料11万6000円でございます。

項2・営業外収益は21億5964万8330円でございます。

内訳の目2・他会計負担金8億5839万1000円は、水洗便所の普及等に要する経費、

児童手当に要する経費及び汚水処理に関する減価償却及び企業債利息などに充当した基準内繰入金でございます。

目3の長期前受金戻入12億9821万7193円は、償却資産を整備・取得した際に受け入れた国庫補助金や受益者負担金などを耐用年数で割って収益化したものでございます。

目4の雑収益87万137円は、下水道敷地占用料や公用車の事故に伴う保険金などでございます。

目5・国庫補助金217万円は、排水設備工事費助成金に対する県補助金でございます。

以上、収入合計は、34億1087万2378円でございます。

次に、収益的支出でございますが、項1・営業費用は、25億2933万7028円でございます。

内訳の目1・管渠費3373万7787円は、管渠施設の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、マンホールのかさ上げや舗装・修繕、下水道台帳作成業務委託、マンホールポンプの動力費などでございます。

目2・ポンプ場費6008万8449円は、各ポンプ場の維持管理に要する費用でございます。その主なものは、ポンプ場の施設修繕、保守点検業務委託、電気料などでございます。

目3・水処理センター費3億3303万2388円は、水処理センターの維持管理に要する費用でございます。その主なものは、一般職5名分の人件費、水処理センター管理運営委託費及び汚泥処理業務委託などでございます。

目4・流域下水道管理費1億418万128円は、八代北部流域下水道維持管理負担金でございます。

目5・総係費1億4592万6917円は、業務全体に関する費用でございます。その主なものは、一般職14名分の人件費、検針、徴収及び水洗化業務委託料、排水設備工事費助成金

などでございます。

目6は減価償却費で、18億5237万1359円でございます。

項2・営業外費用は、4億4417万485円でございます。

内訳は、目1・支払利息及び企業債取扱諸費4億3813万8017円及び目2・雑支出603万2468円でございます。

項3・特別損失133万2838円は、目2・過年度損益修正損でございまして、不納欠損や過年度の調定減に伴うものでございます。

支出合計は、29億7484万351円でございますので、資料右下の欄外に記載しております収益的収支では4億3603万2027円の純利益が生じております。

次に、右側の資本的収支の収入でございますが、項1・企業債は、11億1050万円でございます。

項2・補助金は、9億1741万2660円でございます。

内訳は、目1・国庫補助金5億8934万8660円、目2・他会計補助金3億2806万4000円でございます。

項3・受益者負担金及び分担金は、4754万2770円でございます。

項4・負担金は、1億3619万7148円でございます。内訳は他会計負担金1億2833万2000円と、汚水管築造工事に伴う同時施工負担金786万5148円でございます。

項5・その他資本的収入48万3940円は、県道にかかる橋の架けかえに伴う移設補償金でございます。

以上、収入合計は22億1213万6518円でございます。

次に、資本的支出でございますが、項1・建設改良費は、9億9357万2919円でございます。

内訳は、目1・管渠施設整備費9億4637

万5141円、目2・ポンプ場施設整備費2353万円、目3・水処理センター施設整備費28万3107円、目4・流域下水道建設費1820万1751円、目5・営業設備費518万2920円でございます。

項2・企業債償還金は、18億5596万922円でございます。

以上、支出合計は28億4953万3841円でございます。

下の欄外に記載してございますが、資本的収支は6億3739万7323円が不足し、さらに、翌年度繰り越し金の支出に充当する国庫補助金3億847万4900円を控除いたしますと9億4587万2223円が不足をいたしますが、これは当年度分消費税資本的収支調整額3090万940円、過年度分損益勘定留保資金5044万21円、当年度分損益勘定留保資金5億5415万4166円及び減債積立金3億1037万7096円で補填いたしております。

次に、決算書に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

7ページは財務諸表でございます。おめくりいただきまして、9ページ、10ページは損益計算書でございます。

10ページの下から4行目の当年度純利益でございますが、前年度より2億9865万8211円増加しまして、4億3603万2027円でございます。

純利益が前年度より増加した主な理由としましては、営業外収益の他会計負担金が約9200万円減少したものの、長期前受金戻入が約3億7000万円、営業収益の下水道使用料が約2000万円、それぞれ増加したことによるものでございます。

次の11ページは剰余金計算書でございます。

まず、資本金と剰余金のうち資本剰余金につ

きましては、当年度における処分や変動額がございませんでしたので、前年度末の残高がそのまま当年度末残高となっております。

次に、剰余金のうち、利益剰余金でございますが、議会の議決により処分を行いました前年度末の未処分利益剰余金1億3737万3816円と、平成28年度の純利益のうち、予算による予定処分を行った1億7300万3280円の合計3億1037万7096円につきましては、減債積立金に積み立てを行った後に取り崩しを行い、それに当年度純利益の残りである2億6302万8747円を加えた当年度末の未処分利益剰余金残高は5億7340万5843円となっております。

次の12ページは剰余金処分計算書でございます。

表の右上の未処分利益剰余金5億7340万5843円は、本議案の議決をいただきますと、2億6302万8747円を減債積立金に積み立て、残りの3億1037万7096円を資本金への組み入れを行う予定でございます。

13ページから15ページまでは貸借対照表でございます。

この表は、平成28年度末における企業の財政状態を明らかにするもので、事業年度内における損益や資産、負債及び資本の増減結果を反映し、資産合計と負債と資本の合計が一致することからバランスシートとも言われ、実際、14ページの右上の資産合計の二重下線を見ただきまして、486億2912万4430円と、次に、15ページの右下の負債・資本合計の二重下線がございますけれども、こちらの金額は一致いたしております。

次に、飛びまして35ページをお願いいたします。

附属明細書でございます。おめくりいただきまして、37ページはキャッシュフロー計算書でございます。

この計算書は、1事業年度の資金収支の状況を3つの活動区分——業務活動、投資活動、財務活動ごとに表示した報告書でございます。

公営企業会計は発生主義によるため、収益、費用を認識する時期と、現金の収入、支出が発生する時期とに差異が生じることとなりますが、キャッシュフロー計算書によりまして、現金の収入、支出に関する情報を得ることが可能となるものでございます。

おめくりいただきまして、38ページから44ページまでは収益費用明細書でございますが、先ほど資料で説明いたしました内容と重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

おめくりいただきまして、45ページから46ページまでは固定資産明細書でございます。

有形固定資産及び無形固定資産につきまして、資産の種類ごとに、年度当初現在高、当期の増加額・減少額、当期末現在高、減価償却累計額及び当期末償却未済額について、それぞれ記載いたしております。

おめくりいただきまして、47ページから54ページまでは企業債明細書でございます。

借入先ごとに、発行総額、償還額、利率、償還終期などについて記載いたしております。

最後になりますが、飛びまして55ページをお願いいたします。

注記としまして、重要な会計方針に係る事項であります固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法及び消費税等の会計処理、並びに貸借対照表に関する注記につきまして、それぞれ記載いたしております。

下水道事業につきましては、今後とも経費の縮減及び収入の確保などを図るとともに、28年度に策定いたしました汚水適正処理構想及び下水道事業経営戦略に基づきまして、計画的・効率的な施設整備を進め、生活環境の改善と経営の健全化に努めてまいりたいと考えておりま

す。

以上で、議案第71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（中村和美君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 使用料の単価とですね、汚水処理の原価って大体どれぐらい、——汚水処理の原価で使用料を賄えていますか。

○下水道総務課長（西田修一君） まず、使用料の単価でございますが、こちらは御案内のとおり、有収水量を使用料で割ったものでございますけれども、176.9円、一方、汚水処理原価につきましては、276.3円でございますので、約100円の差金が出ておりますので、その分につきましては一般会計からの繰入金等で補填しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） これから頑張ってくださいかね、と思うんですけど、転回点っていうのがですね、どれぐらいになったら来るんでしょう。何十年後とか。何%になったら、それ——。

○下水道総務課長（西田修一君） 先ほど御説明いたしました本年の3月に策定いたしました八代市下水道事業経営戦略というのがございます。これは、おおむね10年内の経営に関するものを策定したものでございますけれども、この中におきまして、下水道使用料につきましては、今後、平成31年と平成35年、2回、料金改定を行う予定としております。これによりまして、先ほど一般会計の基準外繰入金というのがございますけれども、こちらのほうがゼロになる見込みということで、あと2回ほど、ここ10年以内にですね、使用料の改定を行う予定としております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） わかりました。

それともう1点いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） 下水道のですね、検針員さんの状況っていうのを、ちょっと済みません、どうなってますか、契約の状況とか。現金集めてくるとかですよ。そういう契約とか。ちょっと決算の今の話とは、ちょっとずれるんですが、タイミング的にちょっと確認をしておきたいので。何か資料ありましたよね。

○委員長（中村和美君） わかりますか。

○委員（堀 徹男君） 委託職員さんの使用料徴収業務っていうのが、職員に関する事項のところにあるんですけど、契約の状況とかですね、どんな委託の内容になっているのか。

○下水道総務課長（西田修一君） 徴収につきましては、シルバー人材センターさんのほうに委託をさせていただきまして、契約の内容としましては、時間単価での契約、あと交通費、1日当たり支給したりですとか、従事時間としましては、8時半から、通常、5時15分までということで委託のほうをさせていただいております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） 済みません、水道のほうでね、事件っていうことでのうもあったんですけど、そういう事態が起きないような委託の契約の方法とかっていうことなのかなとちょっと心配になってね、お尋ねしたんですけど。いや、それはきょうお答えいただかなくても別にいいんですけど、他山の石として参考にさせていただきたい。具体的にどういう内容になっているのか今の時点ではよくわかりませんから、決算からも外れるし。

○下水道総務課長（西田修一君） そうですね。シルバーさんのほうに使用料の徴収ですとか検針員のほうを委託のほうさせていただいて

おりますので、想定外ということがないようにですね、事故等がないように、事件等がないように万全を期していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） 決算の認定ですので、これで終わりたいと思います。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（山本幸廣君） 説明があった中で、下水道事業というのを根本からもう少し理解をして、真剣に取り組んでいただきたい。決算状況でこのような状況なんですけど、やれ、一般会計から繰り入れと。基準外の、今、繰り入れがありましたでしょう。基準外の繰り入れっていうのはどんなものかということを実際に考えていただきたいと思うんですよ。その点はどうか。意見ですから、はっきりできんでしょう。

基準外は、先ほど来、10年でゼロにしたいというような状況であります。なるだけなら、一日も早く基準外繰り入れをしないような、そういうですね、やっぱり営業の収益なり、営業の費用をどうやって抑制していくかということも考えていかなきゃいけないと思うので、そこらあたりについては、私の意見ですけれども、なるだけなら基準外は早くゼロになすようにしてください。一般会計からの繰り入れが大変な状況になってきとるというのはですね、これはもう受益者負担の原理ですからですね、しっかりした中で総合的に考えていただきたい、下水道事業というのをですね。

先ほど出ましたけれども、じゃあ、20年、30年したらですね、下水道の布設をした中で

どういうふうなですね、障害が出てくるのか。これは、京都市の下水道事業はもう一回転しました。一回転したところがもう莫大な費用なんです、今度は。また管の布設をしていかなん、漏水はしてくるわ。最終的には、これはもう自転車操業と変わらない、下水道事業っていうのはですね。そういう中で、なるだけならば収益を上げる工夫をしなきゃいけないんですけども、この事業というのは、どうしてもペイできない事業なんです。それは理解します。けれども、基準外の繰り入れだけはですね、なるだけなら早目にゼロになすようにしてください。

○委員長（中村和美君） 要望ですか。

○委員（山本幸廣君） 意見です。要望。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、以上で意見を終了いたしたいと思いません。

なければ、これより採決いたします。

議案71号・平成28年度八代市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、原案のとおり可決及び認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決及び認定することに決しました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

小会します。

（午前11時23分 小会）

（午前11時26分 本会）

◎陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去について

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、請願・陳情の審査に入ります。

本委員会に付託となっておりますのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去についてを議題といたします。

趣旨は文書表のとおりでございます。ごらんいただきたいと思えます。

本件について御意見等はありませんか。

後日、現場視察に行きたいと思えます。（「委員長、ちょっと小会、小会、小会いいですか」と呼ぶ者あり）

小会ですか。はい、小会します。

（午前11時27分 小会）

（午前11時27分 本会）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

陳情第5号について何か質疑ございませんか。

○委員（山本幸廣君） 今回のこの陳情については、私たちは建設環境委員会にもいかなかったもんですけんでから、いなかった状況の中です。審議未了という形の中であつたと思えますよ。で、そういう中で、今回、陳情が上がりましたので、そこはやっぱり審議未了になった経緯、執行部がそこらの説明をしたのかしてないのか、そこらあたりをひとつ、執行部の説明を求めたいと思えますが。

○委員長（中村和美君） ただいま委員から執行部の説明を聴取したいとの意見が出されました。

本件について執行部から説明を求めることに御異議ありませんか。ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、そのようにしたいと思います。

それでは、西土木課長、説明をお願いしたいと思います。

○土木課長（西 竜一君） 土木課課長を仰せ

つかっております西でございます。よろしくお願ひします。

説明をさせていただくのにあわせてですね、位置図等の資料を準備してきましたので、お配りさせていただいてよろしいですか。（委員山本幸廣君「ありがたいです」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○土木課長（西 竜一君） 説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい。

○土木課長（西 竜一君） では、まず場所についてですね、位置について御説明いたします。おおむね御存じかと思いますが、改めて説明をさせていただきたいと思いますが、最初の1枚目のですね、位置図というのを見ていただきますと、そこに位置がございます。

場所につきましてははですね、旭中央通り、ちょうどお祭りをやってる会場が、総踊りをやる会場がございますが、それが鍵形に曲がる場所ですね。この旭中央通りの交差点からアーケードに向かっていく道がございます。それはちょっと途中で上るっていう、この堤防でございます。その道路からですね、ハーモニーホールに向けて北側に伸びている、この部分の切り下げをということで陳情をいただいております。

次の写真を見ていただければ、その現場の状況というのがわかるかと思いますが、これは球磨川ですね、旧堤防敷ですね。で、実際、これがずっと萩原町までですね、続いている堤防にはなるんですが、その部分の一部ということになります。高低差が大体2メートルから3メートルぐらいあるようなところでございます。

現状としましては、アーケードに行く道についてはですね、坂道で上っておりと。で、歩道がついておりまして、車道も2車線ですね、

確保できている部分になります。

あと、堤防の道路については、約150メートルほどございまして、幅員がですね、狭いところは4メートルぐらいしかないところもあるんですが、車両が十分離合できるような、5メートルから6メートルの道路が伸びているということでございます。

で、この堤防のですね、道路の両側にですね、いろんなビルであったり、飲食店のビルであったり、普通家屋も何軒も存在するというような場所でございます。

で、先ほど委員のほうからですね、お話がありました前回のですね、ときの話をちょっとさせていただきたいと思うんですが、平成20年の委員会の記録をですね、もとにして説明したいと思います。

まず、平成20年のですね、3月にですね、この陳情がございまして、そのときは切り下げというものにですね、切り下げという事業をですね、当時行っておりました中心市街地活性化基本計画の事業に入れてほしいと、でしてほしいということがございました。

で、当時は、都市計画道路の位置づけもなされておりました。レインボープロムナード線という都市計画道路の位置づけもありまして、で、中心市街地活性化基本計画という事業も進めていたという関係で、それに入れて事業を進めてほしいというような要望でございました。

で、それで3回ほどですね、審議を重ねていただきまして、現地のほうも1回現場のほうに見に行かれた、委員の皆さんですね、見に行かれて、ちょうどその平成20年度ぐらいですね、都市計画道路の見直しがありまして、このレインボープロムナード線という都市計画道路が平成20年度で廃止になりまして、ですから、都市計画道路としての整備ができないというようなことになりました。

なおかつ、先ほど言いましたように、堤防を

切り下げるとなりますと、付近の建物を全て移転しなくてはならない。その補償費というのもですね、ビルを含めてかなりありますので、補償費がかなりかかるということ。

それと、旧堤防につきましては、重要な文化財というふうになっておりますので、文化財発掘調査費用もかかるということで、かなりの事業費がかかるというようなことがですね、その都度、その審議の中でですね、かなり費用がかかるんじゃないとか、執行部の説明でもそういう説明をしております。

そのときは、その事業費をかけただけですね、効果が得られるのかというのが疑問となって審議未了に至ったということで、記録から言いますと、そういうことになります。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（中村和美君） ただいま説明がございましたが、御意見ございませんか。

○委員（堀 徹男君） ちょっと尋ねてもいいですか。お尋ねしてもいいですか。もう少しお尋ねしてもいいですか。

○委員長（中村和美君） どうぞ、どうぞ、はい。

○委員（堀 徹男君） 今の説明でですね、多額の事業費がかかるっていうのは、もう想像つくわけなんですよ。それ、概算でもいいから、何かそういった数字の見積もりというようなのをされた経緯っていうのはありますか、そのレインボー計画なり何なりされたときにですね。

○土木課長（西 竜一君） 済みません、今回の陳情にあわせてですね、見積もりを行ったというのは、まだ行っておりません。

○委員（堀 徹男君） 今回じゃなくても、前回までの。

○土木課長（西 竜一君） 前回のですね、委員会の中で執行部からの説明の中でですね、少なくというかですね、必要最小限の補償でとめ

てと。要は、今あるものを全部直すんじゃなくて、下げたときに、下の基礎を補強するとか、そういうのを考慮した場合ということですね、説明があったんですが、そのときはですね、7.3億円というような説明を執行部がされたという記録がございました。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 説明ありがとうございました。ちょっと出したんですけども、もうびっくりするほどだったんですけども、要は、先ほど来、このような陳情ですので、趣旨をよく理解しながら、私たちも審議未了じゃなくしてから、継続をしてするとかですね、そのような状況で私たち新しい委員がなりましたので、中村委員長、よろしかればですね、今、説明の中でも大変だと思うんですけども、審議未了じゃなくしてですね、継続という形の中でしていただければなど。皆さん、委員に諮っていたいて、もう説明は聞きましたから、結構であります。

○委員長（中村和美君） ということで、継続ということも出ましたが、ほか皆さんはいかがでございましょうか、委員さん。

○委員（太田広則君） 前回の特別委員会でも言わせていただきました。1回ですね、今、言われたように、継続にして、現地をしっかりと調査した上で進めていっていいんじゃないかというふうに思います。

○委員長（中村和美君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、採決いたします。

陳情第5号・八代市中心市街地活性化に伴う八代市袋町町内旧河川堤防「とも」撤去については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求め

ます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) 挙手全員と認め、本案は継続審査とすることに決しました。

以上で請願の審査を終わります。ありがとうございましたね、ごめんな。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

○委員長(中村和美君) お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
- ・生活環境に関する諸問題の調査

○委員長(中村和美君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

-
- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
(中央ポンプ場改築工事の進捗状況について)

○委員長(中村和美君) このうち、まず都市計画建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、まず中央ポンプ場改築工事の進捗状況についてお願いします。

○下水道建設課長(福田新士君) 下水道建設課長の福田でございます。着座にて説明させていただきます。

本日は、さきの6月定例会にて八代市下水道

事業会計補正予算を議決いただきましたもののうち、中央ポンプ場改築工事委託第1期につきまして、その進捗状況を御報告するものでございます。

それでは、お手元のA4カラー刷りの中央ポンプ場改築工事委託第1期、建設環境委員会所管事務調査資料をごらんください。

表紙をめくっていただき、資料1をごらんください。

新開町にございます中央ポンプ場は、赤線で囲いました中心市街地付近を含む中央排水区361.4ヘクタールに降りました雨を前川に速やかに排水いたします雨水ポンプ場で、昭和53年に供用を開始し、ことしで築39年を迎えており、近年、老朽化に伴う機器の故障が多くなっております。

ポンプ場の主な設備としまして、口径500ミリメートル電動ポンプ2台と口径1500ミリメートルディーゼルエンジンポンプ2台、口径1800ミリメートルディーゼルエンジンポンプ1台がございまして、排水能力としましては、毎秒19.7立方メートルでございます。

続きまして、資料2をごらんください。

改築工事の主な内容を取りまとめたものでございます。

工事は、建築工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種となっております。詳しくは、資料3の中で御説明します。

資料3をごらんください。

年度ごとの改築工事スケジュール並びにその概算工事費を一覧表にまとめたものです。

平成29年度から平成34年度の6カ年で施工し、工事は4期に分けて行いまして、総事業費の見込みは約33億円を予定しております。

今回、御報告させていただきます第1期工事は、表の上段、赤色の線の部分で示しております。

その工事内容としましては、まず建築工事

は、屋外工事としまして、経年劣化に伴い、落下の危険性が大きい外壁レンガや採光用のガラスブロック撤去を行います。

また、屋内工事では、側壁及び屋上のアスベストを含有している吹きつけ材、約2700平方メートルの撤去並びに建築附帯設備の更新を行う予定としております。さらに、建屋の耐震性を高めるために補強壁を設置する予定としております。

次に、機械設備工事では、エンジンポンプより運転時間が多く、グリス等のオイル漏れが著しい口径500ミリメートル電動ポンプ2台の更新取りかえを予定しております。

次に、電気設備工事では、受変電設備、自家発電設備、運転操作設備などの全面更新を予定しており、加えて、現在、同一敷地内にある汚水の中継ポンプ場であります中央中継ポンプ場の自家発電設備及び受電設備を撤去し、中央ポンプ場電気設備との統合を図ります。

A4縦の1枚ものの資料、中央ポンプ場改築工事の進捗についての中ほど、進捗状況をごらんください。

本改築工事に当たり、土木、建築、機械、電気工事が同時施工する複合工事で、中央ポンプ場は予備水路を持たず、また、同排水区域には、同等の排水能力を持つ代替ポンプ場がないことから、ポンプ場を稼働させながらの設備全面更新となり、長期にわたる工事となります。

さらに、同一敷地内の中央中継ポンプ場の電気設備工事も一体となって施工するものとしておりますことから、施工に当たり、相当の経験が必要であり、現状の市職員では、これらの対応するノウハウが少なく、同種施工実績や専門的知識が豊富な者から、的確な指導・助言を受けながら、円滑に工事を実施していく必要があるなどの理由によりまして、地方共同法人日本下水道事業団と本年7月26日付で協定を締結いたしました。

協定期間は平成29年7月26日から平成31年3月31日とし、協定金額は8億7800万円でございます。

この協定により、相手方であります日本下水道事業団には、今回の中央ポンプ場の改築工事に係る設計、発注、施工管理、引き渡しまで一貫してお願いしております。

さらに、昨年の熊本地震を受け、災害に強いまちづくりに寄与できるものとして、平成28年11月21日に本市と日本下水道事業団との間に八代市下水道施設に係る日本下水道事業団との災害支援協定を締結し、有事の際に、いち早く支援を受けられ、施設の機能回復を図ることができると考えております。

これにより一層、安全・安心なまちづくりの実現に寄与できるものと考えております。

最後になりますが、今回の改築工事の施工に当たって、地元企業を積極的に活用していただきますよう、日本下水道事業団に対しまして、市長名にて文書要請いたしております。

以上、中央ポンプ場改築工事の進捗状況について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（中村和美君） 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（山本幸廣君） 一つだけちょっと、特定財源の内訳はどうなってるのかな、33億は。

○下水道建設課長（福田新士君） 33億の内訳ですか。

○委員（山本幸廣君） 人件費と施設と、それと企業債関係、委員長、求めて。

○委員長（中村和美君） しばらくお待ちください。名前がわかりません。

○下水道総務課副主幹兼経営係長（松下健二君） 特定財源としましては、2分の1が国庫補助金、残りの2分の1が地方債で賄うことといたしております。

以上です。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい、結構です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（太田広則君） 確認です。機械設備工事エンジンポンプについては、部品調達が困難であるディーゼルエンジンの更新、ディーゼルエンジンは何台あるんですかね。

○下水道建設課長（福田新士君） 先ほど申しましたが、ディーゼルエンジンがついてるやつは1500ミリメートルの2台と、1800ミリメートルの排水能力が1台、合わせて3台でございます。

○委員（太田広則君） もう1回。これも確認ですが、更新するときは、1台1台という形で、能力が落ちない程度にやられるというふうに理解してよろしいですか。

○下水道建設課長（福田新士君） おっしゃるとおり、排水を行いながら、雨のときとかの有事に応えられるような設備の更新をいたしますので、まずは500ミリの2台、電動ポンプのやつ、それから入ります。残りにつきましては、随時、言われたとおり、1台ずつを考えております。

以上です。

○委員（太田広則君） わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃあ、1点いいですか。八代はですね、このポンプで排水しないと、うまく排水処理ができないっていうね、地理的特性も持ってますので、大変重要な事業だと思うんですよ。ぜひうまくいくようにですね、願ってますので、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

○委員長（中村和美君） よろしいですね。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようございま

すので、以上で、中央ポンプ場改築工事の進捗状況についてを終了いたします。

小会します。

（午前11時48分 小会）

（午前11時49分 本会）

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター事業の進捗状況について）

○委員長（中村和美君） 本会に戻します。

次に、生活環境に関する諸問題の調査に関連して1件執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、次に、八代市環境センター建設の進捗状況についてをお願いいたします。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター建設課の山口でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、環境センター建設事業の進捗状況について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 皆様の御手元のほうに資料があるかと思えます。資料が、資料1、資料2、資料3でタグをつけてあるかと思えます。こちらをごらんいただきたいと思えます。

資料1が環境センター建設工事の進捗について、資料2が八代生活環境事務組規約変更について、資料3がごみ処理の広域化を目指す新たな循環型社会形成推進地域計画の策定についてということで資料をお渡ししております。

それでは、まず、資料1、こちらにつきましては、環境センター建設事業の進捗を示しているもので、スケジュール表、それから今の進捗状況の写真等を載せておりますけれども、こちらは、ぜひ現場に来ていただいて、ごらんいただいたときに、詳しく説明させていただこうと

思いますので、本日は、こちらの資料の説明は割愛させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ただ、資料1の一番最後のほうにですね、執行済工事費及び今後必要な工事費ということで、資料1の一番最後のページ、16ページになりますけれども、A4の横になっている部分でございます。

こちらのほうに、今後……、資料1の一番最後のほうでございます。A4の横の表をごらんいただければと思います。16ページになります。

こちらのほうが現在の工事費の概算を示した表になっております。

右側のほうが、今後、増額等、補正が必要になる部分のものを示しております。赤と青の部分が議決案件ということになりまして、これを12月議会のほうに提案させていただきたいと思います。黄色の部分につきましては、工期の延長でありますとかインフレスライドとか、そういったもので、工費が上がりますけれども、こちらは専決処分ということになりますので、それはまた報告させていただきたいと思いますので、またこちらにも提案させていただくときに、詳細について御説明させていただこうと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今のところ、240億の総事業費と言われておりましたうち226億ということで、今、概算で計算されておりますので、当初の総事業費の中で、枠の中に入ってくるかなというところで、今、試算しているところでございます。

ちょっと簡単でございますけど、資料1のほうの説明は終わらせていただきます。申しわけございません。

それでは、資料の2のほうをごらんいただきたいと思います。

こちらが、今後、環境センターで八代市のごみ全量をですね、市域のごみ全量を環境センタ

ーでごみ処理するために事務組合の規約の変更が必要となってくるということで、本会議の質問のほうでも部長が御答弁させていただいたところでありますが、そのスケジュールのほうをおおむね載せておりますので、ちょっとかいつまんで御説明させていただきます。

まず、現在、八代市、氷川町、事務組合の3者で規約の変更の協議を行っておりまして、ほぼ事務レベルの協議は終わっているところで

す。今後、11月に入りますと、事務組合は、事前協議の前協議という形で協議を開始してまいります。

これが終了しますと、本年終わりごろから来年1月にかけてまして、県との正式な協議に事務組合が入ってまいります。

そこで、この協議が終了しますと、2月中旬ごろですね、八代市と氷川町に対しまして、規約変更の同文議決の依頼を行うということになっておりますので、3月議会のほうに規約変更の議案を提案させていただこうかなと思います。このときに、八代市と氷川町のほうで同じ文面で同文議決を行っていただくというタイミングになるかと思っておりますので、その節、またよろしくお願ひしたいと思います。

これで議決が同文議決できますと、あとは、また事務組合が県知事のほうに変更の申請を行いまして、来年の6月ごろには、その変更の許可がおりるという流れになっております。

こちらにつきましては、また、次回のときに、提案させていただくときに、説明させていただきたいと思います。

次の2ページ目からは事務組合の規約のほうに変更のポイントとなる部分を2ページ、第3条の(2)ですね、じんかいに係る部分、それから4ページ、負担金の割合、こちらの変更になる部分、それから6ページ、この規約の施行日、ここに係る部分を変えていかなければなら

ないということで、これから事務組合は検討の協議に入っていくというところでございます。

その後、7ページから9ページまでは負担金の割合を取りまとめました説明資料になっております、算出割合についてとなっておりますけれども、こちらのほうの御説明につきましても、議案を提案させていただく前に、もう一度詳しく説明させていただくかと思っておりますので、本日のほうは資料添付ということでお許しいただければと思います。

それでは、資料3のほうに入らせていただきます。よろしく願いいたします。これにつきましては、これも本会議の答弁のほうにありました循環型社会形成推進地域計画の策定ということで資料をつくっております。

資料の中表紙めくっていただいて1ページ目、A4の横でございます。こちらのほうで若干流れを説明させていただきますと、平成17年、合併しましたときには、八代、坂本、千丁、鏡、東陽、泉村で合併をしておりますけれども、処理施設としては、現在の中北にあります清掃センターで八代市、坂本村のごみを処理している、クリーンセンターのほうで氷川町さんの分と千丁、鏡、東陽、泉村分のごみを今現在、処理をしているということで、平成30年7月以降から八代市全域のごみを環境センターで処理をするということで、クリーンセンターのほうで氷川町さんだけのごみを処理していくということになります。

ただ、その後、事務組合のクリーンセンターにつきましても稼働をやめる時期が出てまいりますし、氷川町さん単独でもですね、今の交付金制度の中では、単独で施設整備っていうのがなかなかできない、——国が広域化の方針を示している関係もありまして、なかなか単独の整備ができないということで、また、国の指針に基づきますと、八代市郡での広域化が必要ではないかということで、こういった図を描かせて

いただいているところでございます。

資料の2ページ目をごらんください。

それでは、どうやってそれを進めていくかということでグラフ化させていただいた部分でございます。

一番上の青の部分が八代市の動きということで、現在、第2期の八代市循環型社会形成推進地域計画、これの中で環境センターの建設を進めているところでございます。この計画が31年度で終わります。その後、今度は新たに32年度からですね、今度は、地域の八代市郡の広域化を目指した循環型社会形成推進地域計画をつくるということで、今、協議に入ったところでございます。

これは、やはり国の広域化の指針、方針、そういったものに基づいたものと、また、国とか県とかアドバイスをいただきながらですね、協議を進めていったほうがいいと、アドバイスのもとで。また、協議会のほうも計画を立てる前から協議を行わなければならないというところがございますので、本年9月、こちらの協議会を立ち上げさせていただいたというところがございます。

資料の3ページをごらんください。

こちらには循環型社会形成推進協議会の設置の要領を添付させていただいております。目標といたしましては、広域化を図るために協議を行うということになっております。

その次のページに、協議会の、4ページ目に委員の構成を載せております。こちらが国・県も協力いただいております、——これは策定マニュアルの中にも国・県を踏まえて協議会を設置するということになっておりますので、それに基づいて、国・県の協力をいただきまして協議会を設置したところでございます。国のほうは九州環境地方事務所の廃棄物・リサイクル対策課長、県のほうは循環社会推進課長、それから八代市は市民環境部長、氷川町は副町長、それ

から事務組合のほうが事務局長、この5名で協議会をつくっております。

あと、専門部会におきまして、詳細な資料をつくりながらですね、2年間かけて、協議を進めていくということで、31年度中の、新しい八代市、氷川町、事務組合の三者による、連名による地域計画を策定しようということで、今、協議を始めたところでございます。

申しわけございません、ポイントだけをさっとお話をさせて、早口でしゃべってしまいましたけれども、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

○委員長（中村和美君） ありがとうございます。

本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（堀 徹男君） 氷川のごみを受け入れるっていう話で進んでるっていうふうに聞いていいんですか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 受け入れるっていうまだ段階ではなく、広域化を図るということで、地域計画の中でごみを受け入れる時期でありますとか、ごみ受け入れが可能であるとか、そういったものを全て計画の中に盛り込んでいく必要がありますので、これから、そういったいろんなデータをですね、両者でつくり上げながら、そこを目指していくということで、方向性といたしましては、八代市郡でごみ処理の広域化をするということではございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） このいただいている、ついている資料は、ごみ処理の広域化の赤い枠組みの中ではですよ、どう見たって、氷川のごみを受け入れる形になってますよ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 確かに、もう環境センターのほうで受け入れざるを得んかなと。ただ、その時期、——今の施設は

一応、八代市のごみを処理をするということで建設をしておりますけれども、将来の人口推計、こういったものを見ていきますと、減少傾向にあると。そうすると、環境センターのほうに余裕が出てくる、処理能力に余裕が出てくる。その時点で氷川町さんのごみを一緒に処理できるのではないかと考えていかなければならないというところで、協議会の中でこれを検討していくというところでございます。

○委員（堀 徹男君） それは国の方針とかっていうことなんですか、上からの。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 国の方針で、できるだけ施設の数を減らすということで、広域化という指針が示されております。

問題となるのは、それぞれの施設の建設時期によってばらばらという形で施設ができ上がって、なかなか広域化ができないというところもございますけれども、八代地域におきましては、環境センターができた、その後にごみの処理能力に余力が出てきてくる、そうしますと、そこで広域化が図れないかということで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

国・県のほうとも相談をさせていただきましたけれども、やはり環境センターができた後、広域化というのを十分考えていく必要があるということで、現在の地域計画の中にも、広域化を図るということで記載しておりますので、この協議は進めていって、広域化を図っていければというふうに考えております。

○委員（堀 徹男君） いや、広域化を図るのは、国の政策とかっていうことで、その……。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 国の政策に基づいて行っているというところでございます。

○委員（堀 徹男君） 当初、氷川のごみはクリーンセンターで受け入れる予定じゃなかった

んですよね。氷川は。環境センターが建設されるときは、計画があったときに。違いましたか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 氷川のごみはクリーンセンターでという御質問ですか。

○委員（堀 徹男君） いやいや、環境センターで受け入れるっていう。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 当初の計画の中にはございませんでした。

○委員（堀 徹男君） ですよ。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） はい。で、その中で協議を行っていく中で、国の方針、そういったものもございますので、また、環境センターのほうも、現在、平成30年度の9月から供用開始ということで、7月からごみの受け入れということを進めておりますけれども、そのときに、人口、そういったものから見ますと、マックスの状態をつくっているところでございます。そのときのごみ処理ができるようにですね。

ただ、これから先、ごみの、——人口減少でありますとか、そういった要因からごみ処理の量が減ってくると。そうしますと、その中に余裕が出てきたときに広域化が図れるのではないかなというところで、そういったものは、国のアドバイス等もありまして、広域化を図っていくということで進めているところでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） もうちょっと勉強させていただきたいと思います。

○委員（山本幸廣君） これは、課長、理由っていうのが人口減少って、私たちは人口減少したらいけないです、地方の中で。人口減少を物語ること自体おかしいんですよ、あなた方が。人口をふやさんとしながら、地方自治体の、地方分権の中で、地方自治体というのが消滅して

いくわけだけん。そういう問題が、環境センターの中じゃあ。ただ、今のところは、氷川町としてやはり財政的には厳しい。だから、次についてはなかなか厳しいと。だから、広域の中で八代市とどうでしょうかというね、そういうふうな話し合いの中というのが一番の基本ですよ、それは。人口減少のことなんかやったら、あいたけんでから、氷川んと入れますよなんか、誰が承知するもんか。我々は、やっぱ議会として、議会人としては、しっかり人口減少をとめ、そしてまた、維持をしていただく。そして、今の人口をどうやって維持していくかと。減少させないような政策を我々は執行部と、行政はしよっちゃないですか。だから、そういう中で人口が減ったけんで、センターがごみが少なくなったけんでから、氷川んと入れますよという、そういう次元じゃいけない思う。

いいです。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 申しわけございません。私が人口をお話に出しましたのは、一つの例として推計の中に出てきたもんですから、そういったものを使わせていただきました。申しわけございませんでした。

この協議会の中では、そういったファクターも見ながら、また、これからのごみ減量の対策、どういったのをとって行って、広域化を図っていくかっていうのを十分協議していく必要があるかと思っております。その中で協議を行いながらですね、どういった形の広域化ができるかっていうのを計画書の中に盛り込んでいくことになるかと思っておりますので、これからじっくり協議会の中で協議をさせていただきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員（山本幸廣君） だから、執行部としてはですね、今後、考える問題としては、やはりお互いに、八代市民の方々が、いかに理解を求めるような、そういうふうな方策というのを見

ね、してほしいがために、今、抱えている問題をね、お聞きしたちゅうことでございます。

どうかこの目標に向かって、またしっかりとすね、この現場を見させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） 先ほど国の政策で広域化を推し進めてるっていうお話があった部分の、それがわかるような資料っていうのはありますか。どういう仕組みで地方にごみ処理の広域化を政策として進められてるっていう、今、ついている資料の中には、何々に基づいてとかっていうのが全然ないので。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 次回の委員会のときにそういった資料をお出しさせていただくということによろしいでしょうか。

○委員（堀 徹男君） できれば早いほうがいいんですよ。次回の委員会のときには審議をせんといかんわけですから。そのときに読んどったってですね。

○市民環境部次長（潮崎 勝君） 今、委員お尋ねの広域化についてですが、少し歴史的な話をさせていただきますと、大体、市町村自体がごみ処理をするというようには基本なってます。で、規模の大きい八代市の場合は、我が家で自分の処理場を設けました。

ところが、末端の小さい自治体につきましては、人口が小さい自治体が大規模な施設をつくるというのは非常に不経済になります。今のマニュアルでは5万人以下の市町村がつくる施設には補助交付金はありません。当時は幾らだったかは私は確認してないんですけども。そういった歴史の中で、八代市ができて、坂本のごみを受け入れるようにいたしました。

それから、今、クリーンセンター自体は、当時の郡部の小さい市町村が共同でクリーンセンターを運営しております。つまり、小さい自治

体はもうその時点で広域化というような概念が働いて、今の処理施設ができてるわけです。

で、今後、市郡一帯を考えてみますと、八代市の人口は、今、13万人でございますけれども、氷川町は1万2000人の規模なんです。つまり、人口規模で言えば10対1の規模の差になります。そういうことから、全体、地域を一体的に見るという視点でいえば、国も県も一体的に広域化を目指したほうがいいんじゃないかというのが流れでございます。

以上、指針のほう、マニュアル等は今度準備したいと思いますが、歴史的な流れはそうでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） 堀委員、いいですか。

○委員（山本幸廣君） 今、次長が言われたんですけども、広域化というのは、もうはつきり言って、総務省が広域化は、合併も広域化をずっと進めてきてから、このような状況になって、必ずごみが出るごとなつるわけですよ。

だからこそ、広域もやはり環境センターなりね、やっぱり事務組合ですの中では、やっぱり消防も広域です。広域の事務の中で、ごみも、他県にいったならば、ごみも消防も一緒に広域事務組合で運営しているところが多いんですよ。今、ほとんどが、単独でそういうものは、やっぱり行政が、みずからごみセンターをつくりよつですけども、もともとは広域で、消防、ごみ、福祉関係も広域事務組合で経営しているところがたくさんありますよ、病院も含めて。やっぱそういう広域化というのが、総務省がですね、単なる行政の合併をした、合併するときに総務省が推進をしたんじゃない。全体の、ごみが出るまでの広域化というのをです。総務省としては考えておったと思います。

だからこそ、私たちはですね、地方の中で、皆さん、しっかり考えないかん。最終的には財

源なんですよ。

それと、事故なんです。今、太田委員が言われたように、自然災害で事故があったときに、生ごみも、いろんなもんがパニック状態になったときですよ、オーバーしたときに、どこにまた持っていくかとなるわけ。それは経験しとるわけでしょう。

だからこそ、今の収容能力からいえば、八代市民の12万8000人ぐらいの収容としとるわけです。センターを我々も建設したわけですから。それによって、人口減少か何か言われたんですけども、それはそれとして能力があれば、きちとした中ですね、はっきり言ってから増設も出くっかもしれんし、そういう中では、国・県あたりですね、予算措置というのをですよ、裏づけを、先ほどのクリーンアメニティじゃないですけど、裏づけはやっぱりしとかないかん。裏づけして初めて、その物事がやっぱし合併という、合併の中で協力という言葉に変わっていくわけです。

ということをですね、考えていただきたいと思います。

もう一つ。先ほど来、センターの中で説明があったんですけども、私たちはいろんな委員会、議会でも200億という建設事業費というのを目安にやってきました。これはあくまでも概算、ところが、この概算が26億もふえたという状況になるわけですよ。それも私たち、やっぱ市民に対しての、この26億というのは、こういう事業で概算的にこれだけふえたんですよということを知らしてもらいたいという、その義務はあるわけです、議会と議会人というの。

だからこそ、今、詳細にやってから、赤字の問題も含めてから、工事費がやっぱ増額をしている。概算といたら、必ずふえるというのをですね、しっかり見て、減らすというのも概算で考えていかないかん。なぜ概算はふえるのか

と。概算はなぜ減らされないのかということもね、やっぱ執行部としては考えていってもらいたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。ほかございませんか。

何かありますか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） 申しわけございません。今、山本委員さんのほうからお話がありました工事費につきましては、ちょっと私の説明のほうが悪かったかなと思っております。当初、240億ということで概算工事費、事業費をつくってありまして、現在、工事の増額まで含めまして、約226億ということで、枠内で事業が終わるといような試算をしているところではございます。ちょっとそのあたり、私がちょっと今、説明の仕方が悪かったかなというところで、おわびしたいと思います。申しわけございませんでした。

○委員長（中村和美君） それでは、本件については、ほかにごございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で、八代市環境センター建設の進捗状況についてを終了いたします。

そのほか、当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

○環境センター建設課長（山口敏朗君） ぜひ現場のほうに早いうちにおいでいただければと思います。現場のほうがおおむねもう施設全体が、形が見える形になっております。年度末のほうにはもう外壁工事に入ってまいりますと、なかなか見づらくなってまいりますので、そういった時期をお見つけいただいて、委員会のほうで現場においでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（中村和美君） わかりました。

それでは、以上で、八代市環境センター建設の進捗状況についてを終了いたします。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます
た。

○委員長（中村和美君） そのほか、当委員会
の所管事務調査について何かありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今まで審議した中で
すね、現場の視察等々が出てきたわけですよ
ね。今、管内調査関係等についてもですね、委
員長からお諮りいただければ、それらについて
どうするのかということですね、御審議いた
したいと思いますので、よろしかれば委員長の
ほうからお諮りいただければ。

○委員長（中村和美君） 以上で、所管事務調
査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件につ
いてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件に
ついては、なお審査及び調査を要すると思いま
すので、引き続き閉会中の継続審査及び調査の
申し出をいたしたいと思いますが、御異議ござ
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 異議なしと認め、そ
のように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いた
しました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたし
ます。

（午後0時20分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成29年10月12日

建設環境委員会

委員長